

平成30年度 第1回広島県教科用図書選定審議会 議事録

1 開催日時 平成30年4月23日（月）午前10時～午前11時30分

2 開催場所 広島県庁 本館6階 601会議室

3 出席者 18名

4 欠席者 2名

5 内 容

事務局	(本会議の選定審議会の職務について説明)
	(会長及び副会長選出)
会 長	本会議の傍聴及び議事録の公開について事務局から説明を求める。
事務局	昨年度は、第1回と第2回の会議の傍聴を可とし、第3回の傍聴については、採択権者である県教育委員会が意思形成を行っていく途中のものであるため、非公開とした。議事録については、第1回から第3回までの議事録を公開している。今年度も昨年度と同様の公開が適当であると考えている。
会 長	事務局の説明について、質問や意見はないか。
委 員	なし。(全委員)
会 長	今年度も第3回を除いて会議は傍聴可とするとともに、議事録は公開することを確認する。(ホームページに掲載)
	小学校の「特別の教科 道徳」を除く全教科，中学校の「特別の教科 道徳」，来年度開校予定の県立中学校の全教科，小・中学校等の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部における教科書採択について，事務局から説明を求める。
事務局 (義務教育 指導課担 当者)	(教科書の種類及び今年度採択する教科書) 資料「教科書制度の概要」を基に，教科書の種類について説明する。 教科書には，大きく分けて三つの種類がある。文部科学大臣の検定を受けた文部科学省検定済教科用図書，文部科学大臣が著作の名義を有する文部科学省著作教科用図書，特別支援学校及び特別支援学級において適切な教科書がない場合に使用される一般図書である。 本年度は小学校用の「特別の教科 道徳」を除く全教科，中学校用の「特別の教科 道徳」，来年度開校予定の県立中学校の全教科の採択の年になっており，これらについての採択の方針等を審議していただく。

(教科書が使用されるまでの経緯)

教科書が使用されるまで、「著作・編集」「検定」「採択」「発行及び使用」という手続を経て児童生徒の手元に無償で届けられている。

発行者が作成した教科書を文部科学省が規準に基づいて検定する。検定されたものの中から最もふさわしいと思われるものを採択権者が採択する。県教育委員会は、必要な数を発行者に知らせた後、発行者が必要部数を発行する。そして、学校に届けられ児童生徒の手元に届くという流れになっている。

(検定・採択基本方針の周期)

小、中学校の教科書は、原則として4年ごとに行われ、次回の採択の年まで、前回採択した教科書を続けて使用するという流れになっており、小学校は今年度が採択の年に当たる。具体的には、「特別の教科 道徳」を除く、小学校全教科の採択が行われる。道徳を除くのは、道徳の教科化が小学校では今年度からとなったため、昨年度採択をしているからである。

中学校については、小学校の検定・採択の周期から1年ずれる。平成30年度は「特別の教科 道徳」の採択の年となっている。

このように、使用開始の前年度に、翌年使用する教科書を採択するという仕組みになっている。

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第15条に「種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。」という規定がある。この規定に基づき、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書(以下、「一般図書」という。)の採択についても審議を行うことになる。

(教科書採択の仕組み)

義務教育諸学校用教科書の採択の仕組みについて説明する。

- ①発行者が検定を経た教科書で次年度発行しようとするものを文部科学大臣に届け出る。
- ②文部科学大臣は、届出のあった教科書を一覧にまとめて教科書目録を作成し、県教育委員会を経て、市町教育委員会や国立・私立学校へ送付する。
- ③発行者は、教科書見本を送付する。
- ④県教育委員会は、採択基本方針を、この教科用図書選定審議会に諮問し、答申を受ける。本日の会は、ここに位置付けられる。
- ⑤選定審議会の答申に基づいて決定された採択基本方針を、市町教育委員会や国立・私立学校へ通知する。
- ⑥学校や採択関係者の調査研究のため、6月から7月にかけて一定期間、教科書展示会を行う。
- ⑦8月31日までに各採択地区や国立・私立学校で採択を行う。

(現在使用されている小学校用教科書について)

前回、平成26年度に採択され、平成30年度まで4年間、県内の市町立小学校で使用している教科用図書の採択状況について説明する。

現在の採択地区は、19採択地区であるが、平成26年度は、道徳は教科になっていなかったため、道徳を除く教科書が採択されている。それぞれの採択地区において児童生徒にとって最も適切だと考えた教科書を採択して

<p>事務局 (特別支援 教育課担 当者)</p>	<p>いる。</p> <p>(小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部における教科用 図書採択について)</p> <p>小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校小・中学部において使用する教科書には3種類ある。文部科学省検定済教科用図書，文部科学省著作教科用図書，一般図書である。</p> <p>文部科学省著作教科用図書（著作教科用図書）には，視覚障害者用，聴覚障害者用，知的障害者用がある。特別支援学校用の教科用図書については需要数が少なく，教科書発行者による発行がされないため，文部科学省が著作・編集を行い，教科書発行者にその製造・供給を委ねている。</p> <p>視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科用図書としては，点字版の教科用図書が発行されている。</p> <p>なお，中学部における視覚障害者用に，「特別の教科 道徳」の点字教科書が作成される予定である。</p> <p>聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科用図書としては，小学部では言語指導と音楽，中学部では言語が発行されている。</p> <p>知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科用図書としては，小学部では国語，算数，音楽が，中学部では国語，数学，音楽が発行されている。</p> <p>知的障害者用の著作教科用図書は，星のマークの数で段階を示している。</p> <p>肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，著作教科用図書は発行されていない。</p> <p>(一般図書について)</p> <p>一般図書について説明する。学校教育法附則第9条において，特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級においては，検定済教科用図書又は著作教科用図書以外の教科用図書を使用することができると定められている。この学校教育法附則第9条の規定に基づいて使用する教科用図書のことを一般図書と呼んでいる。</p> <p>この一般図書を使用する主な場合は，特別支援学校の小・中学部や小・中学校等の特別支援学級において，知的障害用の著作教科用図書がない教科の場合，又は障害の状態が重く，著作教科用図書を使用することが適当でない場合に使用することができる。一般図書の主なものとして，絵本などがある。知的障害があることにより，検定済教科用図書及び著作教科用図書を使用することが適当でない場合に一般図書を使用できる。</p> <p>(採択の手続きについて)</p> <p>県立の特別支援学校の小・中学部において，各学校が選定し県教育委員会に申請したものに基づいて，県教育委員会が採択している。また，市町立の小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校においては，各学校が選定したものを市町教育委員会が採択している。</p> <p>(知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している特別支援学校の小学部及び中学部における平成30年度に使用する文部科学省著作特別支</p>
---------------------------------------	--

事務局 (特別支援教育課担当者)	<p>援学校知的障害用教科書及び一般図書の採択結果について)</p> <p>知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程を編成する場合は、小学部では国語、算数、音楽、中学部では国語、数学、音楽については著作教科用図書があるのでこれを使用することとなる。著作教科用図書のない教科、著作教科用図書が適当でない場合は、一般図書を使用することとなる。</p> <p>視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、知的障害を併せ有する児童生徒に対して知的障害特別支援学校の各教科に替えた教育課程を編成することができるため、知的障害者用の著作教科用図書及び一般図書も採択している。</p> <p>「一般図書一覧」とは、学校教育法附則第9条に基づき、義務教育諸学校で使用する教科用図書として採択された一般図書のうち、比較的採択数が多く、発行者が次年度においても当該図書の発行・供給を予定しているものを、文部科学省が集録したものである。</p> <p>全ての特別支援学校が教育課程に従って著作教科用図書を選定し、県教育委員会が採択している。</p>
会 長	事務局からの説明について、質問及び意見はないか。
委 員	小学校は、前回の採択から4年経ち、今年度が新たな採択の年なので、発行者を変えてもよいのか。
事務局	変更は可能だが、平成29年度検定において新たな教科書の申請がなかったため、基本的には前回の平成25年度の検定に合格した教科書の中から、採択を行うこととなる。採択権者の権限と責任により、変更するかどうか、適切に判断していただくことになる。
会 長	この審議会に対して教育委員会事務局から諮問される事項について提案していただきたい。
教育部長	<p>本審議会に対して、平成31年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択に関する事務に対して広島県教育委員会が行う指導、助言又は援助に関する事項について諮問する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採択の基本方針について 2 「選定資料」の作成について <p>以上のことについて、審議いただきたい。</p>
会 長	これより諮問事項の審議に入る。
事務局	<p>(諮問事項「1 採択の基本方針について」)</p> <p>平成31年度に義務教育諸学校で使用する「特別の教科 道徳」を除く小学校用教科用図書、中学校用教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定による図書に係る採択の基本方針に基づいて説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採択基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 採択の基本

	<p>(2) 適正かつ公正な採択の確保 (3) 開かれた採択の推進</p> <p>2 方法，組織及び手続き について説明する。</p>
会 長	事務局の説明について，質問及び意見はないか。
委 員	開かれた採択の推進の中にある，「その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報」とはどのようなものか。また，実際にどのような情報が公表されているのか，分かれば教えてほしい。
事務局	<p>例えば，教科用図書選定審議会委員氏名，配付資料，調査員の氏名，採択基準，選定資料などが考えられる。</p> <p>実際に昨年度の採択後に採択権者によって公表された情報には，選定委員や調査員の氏名，調査研究資料，選定委員会の議事録などがある。</p>
会 長	その他，質問及び意見はないか。
委 員	観点（イ）「主体的に学習に取り組む工夫」について，中学校の「特別の教科 道徳」の調査の視点や方法はどのようなものなのか。
事務局	<p>本県が目指す「主体的な学び」を道徳科でも実現していく必要がある。学習指導要領では，道徳科で児童生徒が主体的に自己の生き方について考えを深めるために，指導の工夫として，問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習が示された。教科書では，これらの指導が行われるような配慮がされると考えられるのでこれらを調査する。また，道徳科で学んだことを自己の生き方につなげていくことが求められている。教科書では，学んだことが道徳的实践として生かされるような工夫がされると考える。それを調査する。</p> <p>4月下旬に届く見本本を基に，5月に行う調査員会での審議を踏まえて最終的に決定する必要があるが，例えば，視点として，問題解決的な学習を取り入れた工夫や道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れた工夫，自己の生き方についての考えを深めさせる工夫が行われているかといったことが考えられる。</p>
委 員	今年度は特別支援学校中学部でも，「特別の教科 道徳」の選定を行うことになるが，教科書の種類や調査研究等については昨年度の小学部での選定と同じように考えてよいか。
事務局	<p>基本的に同じである。特別支援学校中学部で使用する「特別の教科 道徳」の教科書は，検定済教科書，又は一般図書となる。</p> <p>検定済教科書は，県教育委員会が作成する2種の選定資料（道徳の観点の選定資料及び障害種別の観点の選定資料）を参考に，調査研究を行う。</p> <p>一般図書は，県教育委員会が作成する「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書選定資料」を参考に，道徳の観点及び障害種別の観点から調査研究を行う。</p>

	<p>選定に当たっては、道徳科の目標・内容、特別支援学校中学部の生徒の発達段階や障害特性を踏まえ、授業で実際にどのように教科書を活用するかを考慮することが重要である。</p>
会 長	<p>その他、質問及び意見はないか。</p>
委 員	<p>なし。（全委員）</p>
会 長	<p>その他意見がないようであれば、採択基本方針については、事務局案で承認ということによいか。</p>
委 員	<p>よい。（全委員）</p>
事務局	<p>（諮問事項「2『選定資料』の作成について」） 資料に基づいて説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 作成の趣旨 2 作成の方法 3 「教科用図書」の調査・研究 について説明する。
会 長	<p>事務局の説明について、質問及び意見はないか。 全体を通して質問及び意見はないか。</p>
委 員	<p>「主体的に学習に取り組む工夫」の観点の下、具体的にどのような工夫があるのかを明らかにすることが重要であると考えますが、具体はどうするのか。</p>
事務局	<p>「主体的に学習に取り組む工夫」の観点に限らず、全ての観点において、各教科でより具体的な視点を定めて、調査・研究していく。</p>
会 長	<p>より具体的な視点を定めて調査・研究されるということで、よろしいか。</p>
委 員	<p>児童生徒が自ら学んでいるという手応えを感じられるよう、各発行者が工夫されていると思うので、ぜひその点を調べていただきたい。</p>
事務局	<p>今いただいた御意見を踏まえ、調査・研究を進めていく。</p>
会 長	<p>その他、全体を通して御意見はないか。</p>
委 員	<p>なし。（全委員）</p>
会 長	<p>意見がないようであれば、「『選定資料』の作成について」は事務局の原案どおりによいか。</p>
委 員	<p>よい。（全委員）</p>
会 長	<p>この後、私から諮問事項について、教育長に答申するので了承いただき</p>

事務局	<p>たい。</p> <p>以上で議事を終了する。これより，進行を事務局にお返しする。</p> <p>今後の審議会の予定等について述べる。第2回選定審議会は6月6日に開催する予定である。</p>
-----	---